

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号）第 6 条の規定により、「（仮称）東根市学校給食共同調理場整備等事業」を特定事業として選定したので、同法第 8 条の規定により特定事業の選定における客観的評価の結果を公表する。

平成 18 年 5 月 25 日

東根市長 土田 正剛

**(仮称)東根市学校給食共同調理場整備等事業**

## **特定事業の選定**



**平成18年5月25日**

**東 根 市**

# (仮称)東根市学校給食共同調理場整備等事業 特定事業の選定について

## 1 事業の概要

### (1) 事業名称

(仮称)東根市学校給食共同調理場整備等事業(以下「本事業」という。)

### (2) 事業に供される公共施設等の種類

学校給食共同調理場(本体施設とともに附帯施設を含む、以下「施設等」という。)

### (3) 公共施設等管理者の名称

東根市長 土田 正剛

### (4) 事業目的

学校給食は、学校教育活動の一環として実施する事業であり、児童生徒の心身の健全な発達に資し、日常生活における食事についての正しい理解と望ましい食習慣を養い、学校生活を豊かにし明るい社交性を養い、食生活の合理化・栄養の改善及び健康の増進を図り、食糧の生産・配分及び消費について正しい理解に導くとともに、成長期にある子供たちに栄養バランスのとれた食事を提供することを目指し、継続的かつ計画的に実施しなければならないものである。

しかしながら、現東根市学校給食共同調理場は、昭和47年の建設から既に34年が経過しているため老朽化が進み、衛生管理の強化がさげばれている現在、現有施設で対応することは難しくなっているため、本事業により新たな施設の整備を行うものである。

これにより、課題を解消すると同時に、市民の期待に応える、より良い学校給食の提供を目指し、効率的かつ効果的な整備等事業とするため、PFI法に基づき実施するものである。

### (5) 事業計画地

- 1) 計画地位置 東根市大字東根元東根字一本木 6032 外
- 2) 計画地面積 7,773 m<sup>2</sup>
- 3) 隣接道路 市道大森線(現況幅員約4~5m)
- 4) 地域地区 工業専用地域  
防火指定なし(法22条区域)  
都市計画区域内(市街化区域設定なし)
- 5) 形態規制 建ぺい率 60%  
容積率 200%

## (6) 施設等の概要

- 1) 供給能力 1日当たり4,500食(食缶方式)  
内訳: 小学校8校3,000食、中学校5校1,500食
- 2) 施設規模 1日当たり4,500食の供給能力を有する施設等とし、具体的な面積は選定事業者の提案による。
- 3) 主要機能 本事業に必要な主要機能は、以下に掲げるとおりとする。

区分		必要な主要機能
本体施設	給食エリア	検収室、食品庫、冷蔵庫、冷凍庫、下処理室、調理室、和え物室、アレルギー対応食スペース、コンテナ室、洗浄室、前室、廃棄庫、雑品庫、油庫 等
	事務エリア	事務職員用事務室、会議室、書庫、事務職員用更衣室、調理員用更衣室、調理員用休憩室、事務職員・外来用便所、調理員用便所、多目的便所 等
	その他エリア	玄関ホール、調理場見学通路、残滓処理室 等
附帯施設(外構を含む)		ゴミ置場、有価物置場、廃水処理施設、受水槽、駐車場、構内通路、門扉、囲障・フェンス 等

## (7) 事業手法

本事業は、PFI法に基づき、市が所有する土地(事業計画地)に選定事業者自らが新たに施設等を調査・設計、建設した後、公共施設等の管理者である市に施設等の所有権を移転し、選定事業者が所有権移転後の事業期間中に係る施設等の維持管理業務及び給食の運営等業務を実施するBTO(Build Transfer Operate)方式とする。

## (8) 業務の内容及び範囲

選定事業者が実施する業務(以下「本業務」という。)は、以下に掲げるとおりとする。

### 1) 施設等の整備業務

- ア 施設等の整備に係る調査業務及び関連業務
- イ 施設等の整備に係る設計業務及び関連業務
- ウ 施設等の整備に係る建設業務(附帯施設を含む。)及び関連業務
- エ 施設等の整備に係る調理設備設置・食器食缶等調達業務
- オ 施設等の整備に係る施設備品調達業務
- カ 施設等の整備に係る工事監理業務
- キ 施設等の整備に係る周辺家屋影響調査・対策
- ク 施設等の整備に係る電波障害調査・対策
- ケ 施設等の整備に係る近隣対応・対策
- コ 施設等の所有権移転(引渡し)に係る一切の業務
- サ 上記各項目に伴う各種申請等業務

## 2) 施設等の維持管理業務

- ア 施設等の維持管理に係る建築物保守管理業務（建築物の修繕業務を含む。）
- イ 施設等の維持管理に係る建築設備保守管理業務（建築設備の修繕業務を含む。）
- ウ 施設等の維持管理に係る附帯施設保守管理業務（附帯施設の修繕業務を含む。）
- エ 施設等の維持管理に係る調理設備・食器食缶等・施設備品保守管理業務（調理設備の修繕業務、食器食缶等の修繕・補充業務、施設備品の修繕業務を含む。）
- オ 施設等の維持管理に係る清掃業務
- カ 施設等の維持管理に係る警備業務
- キ 上記各項目に伴う各種申請等業務

## 3) 給食の運営等業務

- ア 給食の運営等に係る調理業務（下処理業務及び配缶業務を含む。）
- イ 給食の運営等に係る衛生管理業務
- ウ 給食の運営等に係る配送・回送業務
- エ 給食の運営等に係る洗浄・残滓処理業務
- オ 給食の運営等に係る運営備品調達業務（食器食缶等調達業務を除く。）
- カ 給食の運営等に係る開業準備業務
- キ 上記各項目に伴う各種申請等業務

なお、給食の運営等に関して市が直接実施する主な業務は、献立表作成業務、食材調達業務、食材検収業務、配膳業務及び給食費の徴収管理業務等とする。また、米飯・パン・牛乳については、（財）山形県学校給食会から学校へ直接搬入されるため、本事業の給食の運営等業務に含まない。

## (9) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約の市議会における議会の議決を得られた日から平成 35 年 3 月 31 日までとする。

## 2 市が自ら事業を実施する場合とP F I方式により実施する場合の評価

市が自ら本事業を実施する場合とP F I方式により実施する場合とを、定量的評価方法並びに定性的評価方法を用いて比較することにより、特定事業の選定における客観的評価を行った。

### (1) コスト算出による定量的評価

#### 1) 算出に当たっての前提条件

市が自ら本事業を実施する場合の市の財政負担額とP F I方式により実施する場合の市の財政負担額の比較を行うにあたり、その前提条件を次のとおり設定した。

これらの前提条件は、市が独自に設定したものであり、実際の入札参加者の提案内容を制約するものではなく、また一致するものでもない。

	市が自ら実施する場合	P F I方式により実施する場合
算定対象とする経費の主な内訳	施設等整備費 ・ 調査費 ・ 設計・工事監理費 ・ 建築工事費 ・ 設備工事費 ・ その他工事費 ・ 調理設備等費 ・ その他 施設等維持管理費 ・ 建築物保守管理費 ・ 建築設備保守管理費 ・ 附帯施設保守管理費 ・ 調理設備等保守管理費 ・ 清掃費 ・ 警備費 ・ その他 給食運営等費 ・ 調理費 ・ 衛生管理費 ・ 配送・回費送 ・ 洗浄・残滓処理費 ・ 運営備品等費 ・ その他 人件費 等	施設等整備費 ・ 調査費 ・ 設計・工事監理費 ・ 建築工事費 ・ 設備工事費 ・ その他工事費 ・ 調理設備等費 ・ その他 施設等維持管理費 ・ 建築物保守管理費 ・ 建築設備保守管理費 ・ 附帯施設保守管理費 ・ 調理設備等保守管理費 ・ 清掃費 ・ 警備費 ・ その他 給食運営等費 ・ 調理費 ・ 衛生管理費 ・ 配送・回費送 ・ 洗浄・残滓処理費 ・ 運営備品等費 ・ その他 S P C開業費・管理費 租税公課 金利支払 アドバイザリー費 人件費(モニタリング費)等
共通条件	・ 調査・設計・建設期間 ・ 維持管理・運営期間 ・ インフレ率 ・ 割引率	約1か年 15年 0% 2.9%
施設等整備に関する費用	・ 概略の施設計画に基づき、市等における類似施設の実績及び近年の物価水準等を勘案して設定した。	・ 設計・建設・維持管理の一括発注による効率化及び相乗効果とともに、性能発注による選定事業者の創意工夫等を想定し、コストの縮減を設定した。
施設等維持管理に関する費用	・ 概略の維持管理計画に基づき、市等における類似施設の実績及び近年の物価水準等を勘案して設定した。	
給食運営等に関する費用	・ 概略の運営等計画に基づき、市等における類似施設の実績及び近年の物価水準等を勘案して設定した。	
資金調達に関する事項	・ 国庫補助金、義務教育債、一般財源	・ 自己資金、市中銀行借入
支払方法に関する事項	・ 施設等整備費は進捗に応じて支払い、施設等維持管理費及び給食運営等費は発生した時点で支払う。	・ 施設等整備費は一時金と元金均等の割賦で支払い、施設等維持管理及び給食運営等費は毎年均等で支払う。

## 2) 算出方法及び評価の結果

前述の前提条件を基に、市が自ら本事業を実施する場合の市の財政負担額とPFI方式により実施する場合の市の財政負担額を、事業期間中にわたり年度毎に算出し、現在価値換算額で比較した結果は次のとおりである。

	市が自ら実施する場合	PFI方式により実施する場合
財政負担額 (現在価値)	約3,983百万円	約3,403百万円
指数	100	約85

また、この他に定量化は困難であるが、選定事業者に移転したリスクがあることを勘案すると、さらなるVFMの拡大が見込まれる。

### (2) PFI方式により実施することの定性的評価

本事業においてPFI方式を用いた場合、以下のような定性的な効果が期待できる。

- 1) 民間の経営能力及び技術能力により、施設等の整備業務においては衛生的かつ機能的なものとし、施設等の維持管理業務及び給食の運営等業務においては確実な衛生管理のもとで安全でおいしい給食の提供を図ることができる。
- 2) 本事業において、施設等の整備業務と施設等の維持管理業務及び給食の運営等業務を一体として委託することにより、効率的で効果的なサービスの提供を図ることができる。
- 3) 食物アレルギーを持つ児童生徒への給食の提供にも対応した施設等とし、これに応じた給食の運営等システムを構築することができる。

### (3) 総合的評価

本事業は、PFI方式で実施することにより、市が自ら本事業を実施した場合と比較して、定量的評価において約15%の市の財政負担額の削減が達成されることが見込まれる。また、定量化できない多くの定性的効果も期待できる。

以上より、本事業を特定事業として実施することが適当であると認め、ここにPFI法第6条に基づく特定事業として選定する。